

球磨村告示第37号

令和7年第8回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年10月15日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和7年10月20日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 永椎樹一郎君 | 西林 尚賜君 |
| 宮本 宣彦君 | 板崎 壽一君 |
| 東 純一君 | 嶽本 孝司君 |
| 舟戸 治生君 | 高澤 康成君 |
| 田代 利一君 | |

○応招しなかった議員

令和7年 第8回 球磨村議会臨時会会議録（第1日）

令和7年10月20日（月曜日）

場所 球磨村議会議場

議事日程（第1号）

令和7年10月20日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第54号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和7年度実施
協定の一部を変更する協定の締結について

日程第4 議案第55号 財産の減額貸付について

日程第5 議案第56号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第54号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和7年度実施
協定の一部を変更する協定の締結について

日程第4 議案第55号 財産の減額貸付について

日程第5 議案第56号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君 2番 西林 尚賜君

3番 宮本 宣彦君 4番 板崎 壽一君

5番 東 純一君 7番 嶽本 孝司君

8番 舟戸 治生君 9番 高澤 康成君

10番 田代 利一君

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子

書記 野々原真矢

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 村長 | 松谷 浩一君 | 副村長 | 上藤 宏君 |
| 教育長 | 大瀬 克彦君 | 政策審議監 | 門垣 文輝君 |
| 総務課長 | 高永 幸夫君 | 復興推進課長 | 藏谷 健君 |
| 税務住民課長 | 大岩 正明君 | 保健福祉課長 | 友尻 陽介君 |
| 産業振興課長 | 琳 辰生君 | 農業委員会事務局長 | 山口 智幸君 |
| 建設課長 | 毎床 公司君 | 会計管理者 | 松舟 祐二君 |
| 教育課長 | 毎床 貴哉君 | | |

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第8回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第8回球磨村議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の署名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、4番、板崎壽一君、5番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3. 議案第54号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和7年度実施協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第54号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の

施行に関する令和7年度実施協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和7年第8回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第8回臨時会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会では、議案3件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、上程いただきました議案第54号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和7年度実施協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第2回球磨村議会において議決いただきました、球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和7年度実施協定につきまして、協定金額を5,000万円増額し、2億6,113万1千円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、熊本県に委託をして整備を進めている山口地区の塚ノ丸団地周辺の避難の整備工事について、資材及び物価高騰に加え、法面工事の湧水が確認されたため、その対応が必要になったことから、事業費の増額を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。先ほど、全協の中で詳しくご説明をいただきましたので、理解はしておりますけれども、今回、第1回の変更に関わる、仮ですよね。もし、議決を本日いただいたならば、本実施協定になると思いますけれども、今日、議決をしたときに、いつ実施協定をされる予定なんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、藏谷健君。

○復興推進課長（藏谷 健君） 本日の議決をいただいたという仮定で、これをまた、県のほうに上げまして、近日中に、できれば、もう明日、あさってぐらいには完成させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。というのが、もう工事は進んでいくわけですね。物価高騰もあるし、湧水対策もあるし、工事は進んでいくものですから、できれば、議決を今日

いただくということであれば、すぐ県との協定をしていかないと、工事は進んでいくわけでございますので、ぜひそこは今後の計画等々も含めて、そして全協でもお願いしましたけれども、非常に、あそこに多額な予算が出てまいります。実施、進捗状況も含め、今後は丁寧に議会のほうにも、皆さん、あそこに避難路というのは、村民の方もご存じでございますので、進捗状況に併せて、ぜひ議会のほうにもご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、藏谷健君。

○復興推進課長（藏谷 健君） ありがとうございます。進捗につきましては、今、村と県と、定期的に情報を、聞き取りとか、やっているところでございますので、その中で進み具合につきましては、また議会のほうにもお知らせしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第55号 財産の減額貸付について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第55号財産の減額貸付についてを上程します。本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第55号財産の減額貸付について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、渡郵便局再建のために、日本郵便株式会社へ村所有の土地を減額して貸付けを行うに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

貸付けを行う土地は、普通財産であり、敷地面積404.02平方メートル、通常の貸付料は年額14万7,600円になりますが、郵便局の再建は地域住民の利便性向上や生活支援のため、村が要望し、再建を後押ししてきたことと、郵便事業については、社会公衆の日常生活に欠くことのできない公益的事業としての性質がございますので、郵便事業等に直接使用する建物及び敷地部分180.73平方メートルに対する年額6万6千円の貸付料を減額し、年額8万1,600円とするものでございます。

また、減額貸付けを行う期間は、借地借家法において、借地権の存続期間が30年となっておりますので、令和7年11月1日から30年間となります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 提案の内容は理解をしております。この提案の在り方についてお伺いをいたします。

普通財産の考え方、条例の解釈、これまで千寿園等々の解釈をしております。議会の議決を求める、求めるないという観点で、今回、郵便局、これは公益性・公平性を含めた公益性の判断が難しいということから、こういうような議決を求めているのだろうと思います。

千寿園の内容は、普通財産の無償貸付け、これにおいて、プラス福祉の向上、公益性・公平性の観点を含めた中で議決が必要ではないという判断の下で、これまでされていたのだろうと。今回、郵便局が公益性の判断が難しいというところで議決を求めている。その中で、一部の土地においては、有料、8万1,600円となると。本来は、千寿園も基本的な条例の解釈、普通財産においての千寿園の土地、建物が建ったところに関する考え方として、こういう形で基本的には普通財産の活用、あるいは1つの支援として、条例で、基本は有償だけれども、減額として議決を求めていれば、この理由として公益性・公平性、福祉の観点から減額、だから無償というところで議決をしておけば、何も問題なかったんだろうと思いますが。スタート段階で、議決を求めていないという、無償にする理由として議決を求めなければならない部分と、議決を求めていない事案が、今2つ発生しているわけで、大枠で条例の解釈というのは、附属する、減額する一つの根拠として福祉の向上だったり、公益性・公平性の観点から減額という根拠づけでないといけないわけです。それをひっくるめてスタートしてしまった結果が、議決を求めるものと求めるものに、この条例の解釈でなってしまっているというふうに思うんですけど、これはどういうふうに解釈すればいいのかな。

これは全然否定的ではなくて、今後の条例の解釈の観点から、どういう整合性を持たせていくのかだと思うんです。千寿園の土地に関して、やり方、手法に関して、いろんな賛否があると思うんですけど、今回、こういう形で議決を求めて、これが本来の在り方なんだろうなとは思うんですけど、であれば、じゃあ千寿園の考え方、解釈も有償が基本にありながら無償で貸付けする場合には、福祉の向上、公益性・公平性の観点から無償で貸付けをしたいという議案が提出されて、議決を経て無償貸付けに至るべきではなかったのかなと思うんですけど、この解釈について、村長と審議監の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

千寿園につきましては、先ほど議員も言われたように、条例に基づく判断をさせていただいて、無償の貸付けということさせさせていただいております。今回は、地方自治法の規定による判断でございますので、そこは全然違うものだと思っております。

そして、千寿園については、最初にできたとき、そして災害になって災害復旧に関する部分ということで、村としては当時の判断というのは決して悲観するようなものではないという考え方の下ではございますけれども、今回、23日の特別委員会に向けて、今、執行部のほうでもしっかりと検討しなければいけないということで検討しておりますので、そこについては、そのときにしっかりと議員の皆さん方にはお示しをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 政策審議監、門垣文輝君。

○政策審議監（門垣 文輝君） この問題は非常に難しくて、たまたま昨日、祭りのほうに前副村長が来られておりまして、当時どういうふうなご判断をされたんですかというのをお伺いしたんです。そうしたら、意外と、あっさりと、あれは普通に公益的なものだから、一体でいいんだよみたいな感じで、あっさりと言われていたので、今回、私、この問題を受けていろいろ勉強していくって、やはり非常に難しいんじゃないかなと思っていたんですけども、当時、判断された方々としては、条例の中で公益事業として捉えてしまって問題ないんじゃないかというふうに判断されていたのかなと。短い間の会話だったので、そういうふうに感じたところです。

正直なところ、23日に特別委員会がございますけれども、今もどういうふうに整理したらいのかなというのを、実はまだ悩んでおりまして、一生懸命考えているところでございまして、今、この場で議員のお尋ねに明確に答えられないのが申し訳ないんですけども、一生懸命考えている最中でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） そもそも、この議論するところが、無償か有償かという話ではなくて、議決が必要なのか、必要ではないのかというところだと思います。もちろん解釈ですので、それぞれの解釈が違う。今回こういう形で上がってきた中で、公益性と公平性、公益性と公共性、いろんな根拠を示されて、それとは違う。違うから議決を求めている。これは基本的に減額という部分で、郵便事業は公益的事業としての性質がある。しかしながら、金融保険事業も含まれているから、公益性の判断が難しい。これって条例の解釈の、また追加で無償に貸付けをする一つの考え方であって、福祉の向上とかという部分も、本来、千寿園の部分に関しては、提案をして、しかしながら、無償で貸し付ける理由として福祉の向上、公益性があります、だから無償でしたいという提案が条例の解釈は正当性というか、本質的な考え方じゃないかなと思うんです。

今回、いろんな流れの中で、30年という、あるいは契約上、契約をどういうふうに交わすのかということも議会としても知っておくべきではないかなと思うんですけど。

今回、郵便局をこういう形で提案をされているので、これも23日にしっかりと解釈を納得できるようなものであってほしいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。この郵便局の件で契約書はどういうふうに作られますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） この契約書につきましては、建物面積、駐車場面積を含めて一体的な契約書を作ろうかなというふうに思っておりまして、あくまでも建物敷に関しては、その面積部分に関しては無償化をさせていただいて、その他、公益性に乏しいという駐車場については有償ということで計画をしております。それぞれの契約の中で面積に応じて有償、無償というのを明確にしたいと思いまして、併せて30年間の契約という形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 1つの契約書の中で分けてそういうふうにするというわけですか。それで大体納得できますか。大丈夫ですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 通常、村の普通財産を貸し付けるというときには、例えば、有償、無償の部分、分けて契約は、これまでしてございませんので、一体的なところで契約をさせていただいて、この面積の部分に関しては、建物敷になるんですけども無償、そして、公益性に当たらないという部分については有償ということで、今のところそういう契約をしたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 先般、全協で説明をいただきまして、2つ確認でございます。質問をさせていただきます。

1つは、貸付けの性格上、売買ではないので、分筆はしなくていいということについての説明を、まずお願ひしたいと思いますし、そういうふうになった場合に、図面を示していただきました。この契約を交わすに当たって、言葉で、いわゆる文書で説明をされておられますが、やはり明確にするためには、その契約書の中に図面をきちんと一体として付けて、この部分ですよというのがやはり必要じゃないかという思います。そう考えておられますでしょうか。説明をよろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 全協のときにご説明させていただいて、本来なら分筆をしようかなというふうに考えておりましたが、議員の皆様方から分筆までする必要はないんじゃないかなというご意見をいただきましたので、その1筆の中で、有償分、無償分、ちゃんと明確にして、図面も添付して契約を整えたいというふうに考えております。

従いまして、契約に至った際には、その後、また全協の際等で、議員の皆様方に契約書の写しを御覧いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。そうなりますと、大きく分けて3つの区分になっておりますけれども、今後の問題として、一番南側の土地、いわゆる村有地としてしっかり残るわけなんですけれども、そこについての郵便局とのつながり、具体的に言えば、例えば職員の駐車場とかいったようなところと絡んでくるわけなんですけれども、そこについて、今、いろんなお話をされましたが、将来的には、別の問題として、その土地の使用についての取り決めというのは、今後発生する可能性があると思いますが、これについて説明をよろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 全協の日にも議員の皆様方からこういった質問がございました。一勝地郵便局も、今、同様でございますので、一勝地郵便局等も含めて、今後精査をして、お知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ちょっと確認を。これは無償貸付けという形での議案と。契約上の30年という部分も含めて、今回の議案に含まれているというところで考えていいんですよね。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） この議案につきましては、30年間ということで、令和7年の11月1日から30年間ということで契約を交わす予定とさせていただいております。借地借家法において30年間というのがマックスでございますので、そういった関係とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 30年間でなければならないではなくて、最長30年ということだと思います。これを20年だったり10年だったり、もちろん最長30年と契約をして議案が

提出されているんだろうと思いますけれども、非常に関連はしていますけれども、議長、横にちょっとずれていいですか。

千寿園は30年の無償貸付けということで、福祉の向上、いろんな公益性、公平性という中で、議決も経ていない。30年という契約の中の内容、あるいは議決、議会の同意において全て契約に至るまで、議会の同意も含めやっていない状況なんです。これは執行権がある村長の範囲内で、普通財産の貸付けに関しては、これは法の解釈に基づいて、トップとしての権限の範囲内で、解釈が違えば、議決、同意、全てにおいて議会の全く関係なしに30年までの無償貸付けの契約が成立するのかというのは、これは村長の権限の中で行えるものなのかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 先ほど村長の答弁にもありましたように、正式には23日の全協でということで、お話があったと思います。なかなか法の解釈の幅の広さとかもございますので、今、そちらのほうも精査中でございます。

今回の日本郵便につきましては、敷地に当たる部分が、公益性が高い郵便事業、信書も含むのですけれど、それと金融と保険が混在しているのが、これは明らかでございますので、明らかにこれは混在しているというのが明確でございますので、今回、議会の議決を求めるという形になります。自治法に基づいて。

千寿園の場合は、駐車地敷がどういった部分が公益性があるのか、ないのかというのを精査中でございますので、そういったところを精査して、23日の全協でお答えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、今回、議案で減額貸付けをするという、面積で404平米ということになっているんです。解釈の違いかもしれませんけれども、私は、今回、財産を貸し付けるのが404平米としておいて、そして減額をするのが何平米というような議案をしておかないと、この404平米を議案の解釈の仕方というか、1筆が500とおっしゃったですか、財産の貸付けというのが404平米にしておいて、そして、このうちの減免、その敷地、建物分がというような議案の書き方が私は正当じゃないかと思うんですが。言う意味が分かりますか。貸付けをするのは、あくまでも404平米なんだけれども、そのうちの減額分については、これだけというような面積をちゃんとしておかないと、後で全て減額貸付けというような意味に捉えられないのかなと。議案がそういう議案なんですけれども、そこをちょっと理解……。議案の考え方というか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 議案理由にもありましたように、今回の敷地面積404.02平米を貸し付けるということで、通常の貸付けでは、この404.02平米、14万7,600円になりますけれども、今回、公益事業としての性質があると思われる建物敷180.73平米に対する6万6千円の貸付けの金額というふうに伺っておりますので、この辺から読み取れるのかなとは思っております。あくまでも建物敷の180.73平米、年額6万6千円という料金が発生するんですが、それを全体の料金から差し引いて8万1,600円ということで、今回ご提案をさせていただいたところになります。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 課長の言っていることは分かっているんですけども、私が言いたいのは、この議案の提出といいますか、404.02平米と書いてあるもので、それではなくて、あくまでも貸付けは404.02平米で、でもそのうちに建物部分だけの減額をするのは180.73なんでしょう。ですから、議案の考え方が2段階をしていかないと、あくまでも404.02の減免貸付けというのが先に来ておるもので、そこをお伺いをしているところです。意味は分かるんですよ。ただ、議案の仕方がこれでいいのかというと、先ほどから話題になっております千寿園の問題もそうだったんだろうと思います。全体でしておるもので。だから、法の解釈とか条例の解釈の中で、それを逆手に取ってといえば失礼だけれども、そういう解釈の仕方だろうと思うんです。貸付けは貸し付けていいんです。404.0平米を貸し付けます。これは1つの議案でいいんです。そして、ただし、そのうちの何平米については減免をしますとかしておかないと、全体で書いているもんだから、先ほどあります別件のような問題が生じるんじやないかなと私は思うんです。いいですよ、分かります。言いたい意味は分かるんですけども、議案の提出の仕方は、そのほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、村長、どうでござりますか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 村長が先ほど述べました提案理由で、面積と金額のところは謳つておったんですが、今回の上程するこの議案については、そういったところの明確性がちょっと欠けておりましたので、こういったところにつきましては、契約を結んだ際、その契約書に明記をいたしますので、それを議員の皆様に見ていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 分かりますけど、今後、やっぱり順序を踏まえていかないと、またいろんな問題で、いろんなところにかかってきますので、できればそういうことでお願いをし

たいと思って。はっきり言って、今、課長の言われたこと、今度契約をされますね。契約をされるときには、しっかりとそこを、先ほど宮本議員からもありましたけれども、図面だったり、ちゃんとこの部分については明確にしていかないと、もう30年後、私もおらんかもしれませんし、執行部の方々もですので、やっぱりそういうのはしっかりとしていただきたいなと。これは要望でございますので、答弁はいりません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておあり、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第56号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第56号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第56号令和7年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

予算書7ページの一般管理費では、昨今の燃料費の高騰をはじめとする物価上昇の影響により、出張に要する経費が上昇したことや、要望活動及び視察を行つたことから、普通旅費が大幅に不足する見込みであるため、補正を行つております。

次に、農業振興費では、次世代を担う農業者の就業後の経営発展に必要な機械及び施設の整備に対する補助金を計上し、新規就農者の営農の早期安定化を支援してまいります。

歳入につきましては、県支出金及び繰越金を増額して補正しております。

このようなことから、308万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億3,454万8千円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。7ページでお伺いをいたします。

今回、歳出で普通旅費ということでの出張あるいは物価上昇の影響によるということでございました。私は、この110万円、今回上げてございますが、それに反対をするところではございません。できれば、逆にもうちょっと皆さんが出かけて行って、球磨村をアピールしてほしいというような考えです。今ちょうど、またこれから予算編成の時期になってまいります。補助金等がどうのこうの、骨格予算をまず作っておいて、来年明けてからすぐ実施予算についていくんですけれども、村長、一つ、昨日、私、森林組合のところで、すみませんけれども、鍾乳洞サミット、村長も副村長も行かれていないということでございました。担当者が行かれたと。行かれなかった理由を聞かせていただきたい。関連ですみません。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 昨日はいろんな提案を後の席でいただきました。ありがとうございました。

昨日、その他でも申しましたとおり、この鍾乳洞サミット、私も2回ほど行かせていただいておりますが、その中で、ある鍾乳洞関係者は鍾乳洞の責任者が来ておられたところもございました。そして、もちろん首長さん、副首長さんという方も来られておられましたので、私は、今、議員が言われたように、職員が行って、そこで勉強してきてもらうというのが一番いいことかなということで、今年も職員をやったわけでございますけれども、昨日の話の中で、森林組合長も言っておられましたけれども、やっぱり自治体が主体となってするサミットでございますので、今後は、私ができないときには副村長がということで考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長、出かけて行って、やっぱり村長が村のトップですので。球磨洞のほうは森林組合のほうが経営をされますけれども、自治体からすれば、よそからすれば、やっぱり球磨村村長というお名前がないと、発信をしていかなければいけないところでござりますので。今回、補正を組んでおられるので、旅費が足らなかったのかとも思ったんですが、できれば実際に出かけていってPRをどんどんしてほしいと思います。

聞けば、来年、球磨洞、球磨村で開催をされますね。ということは、よそのそういう発信をするのにどういう努力をされているのかというのも……。おっしゃる意味は分かるんです。職員が勉強されるのがいいです。でも、やっぱり職員と、村長なり、村長ができなかつたときには副村長なりが行って、そこでやっぱり球磨村をアピールする。そのときに、ふるさと納税でお願いしますというパンフレットでもいいので、皆さんに配ってされといえれば失礼ですけれども、そのP

Rもしていただきたいなと思っております。

今回の補正予算に対して、私、どうこうじゃないけれども、来年度も考えたこれからの予算の編成をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。答弁はいりません。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。この110万円は、試算をされて上げてあるんですか。

今、永椎議員が言われるよう、もう少し上げるべきではないかなと思うんですが、この110万円となった根拠を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） この旅費につきましては、当初予算で148万5千円組ませていただきました。これまで使途状況につきましては、診療所の再開に関する要望、これを4名で行っております。それから、川場村の視察ということで、道の駅の視察、これも職員も随行させて行っています。そして、岐阜県の美濃加茂市の引堤関係、この視察に行かせていただいておりまして、予算額が、あと4、5万円しかございませんので、今回組ませていただいたところでございます。昨年、一昨年と振り返ってみたときに、昨年が12月の議会の定例会で、この旅費の補正を組ませていただいたおりました。令和5年度も同じような形で組ませていただいたところでございます。

今後の必要な旅費につきましては、精査をしてございまして、全国町村長大会、それから九州カワセミ会、関西カワセミ会、東京カワセミ会、東海カワセミ会等々で旅費が必要ということで、村長と随行分で90万円、その他ということで20万円、計の110万円を組ませていただいているところでございます。

この執行につきましては、旅行の日程が早く決まれば早割等が適用できますので、できるだけそういった形で日程を押さえて、支出を抑えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 7ページの農業者の就農後の経営のところでちょっと関連で質問してもよろしゅうございますか。

今回、若い人が農業をされると。三ヶ浦で農業をされると。本当にいいことだと思うんです。これは全て国・県の補助ですもんね。次世代農業支援も、多分、おもらいになって、それも補助事業で進めている事業ですね。球磨村独自で、こうやって若い方が農業をされる。お仕事は、以前は農器具の関係だったんですけども、この方、ご長男さんがいらっしゃるので、人吉にお住まいでの就農地を三ヶ浦にされるということでの支援をされると思うんですが、こういう若い方

が、1回出ておられてというか、高校卒業とか大学を卒業して、そのまま球磨村におられて、農業でも林業でも、私は役場職員にならなくてもいいと思うんですが、そういう若い人達に住んでいただぐというようなところで、応援支援じゃないですけれども、そういうのができないのかどうかと思うんです。この人口減少の中で、その洗い出しをして、そういうのができないのかなと思うんですけども。農業に限らず、林業をされたり、役場職員になられたり、どこかのお仕事をされていらっしゃるという方を応援するような、独自の何かできないのかなと思いますけれども、村長のお考えをちょっと……。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

議員が言われるように、そういったことは私個人としては必要なんだろうなと思います。例えば、今回の、梨園をされる方ですけれども、この方についても、村外に居住で村の土地を使って梨園をされるということでございますので、いろんな補助金といいますか、そういったメニューが、村の補助金というのはなかなか使えないとか、いろんなそういう縛りがございますので、そういったところも、今後は、村外に住まわれていても、球磨村の中で、本当に球磨村のためになるような仕事をしておられるということであれば、何らかのそういった対応は必要なのかなということは考えているところでございます。ただ、しっかりとその辺は、村に税金として入ってくるとか、いろんな条件がございますので、そういったところも考えていかなければいけないと思っています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） まずは村内にお住まいの方達に、そういう若者を応援するというような支援ということで。ただし、その代わり条件とすれば、若い人であれば青年団に入ってくださいよ、消防団にも入ってくださいよというような条件をつけて、そうやって球磨村に住んでもらうといいますか、今後、人口減少対策にもなるんだ、そういうのも考えていかなければいけないんだろうと思います。やっぱり若者を支援する。農業されるのは、今、村長が言うように、いろんなメニューをできるんですけれども、そういう農業に限らず、林業、森林組合に入れました、球磨村役場にも入られましたという村民の方達に、若者を支援するというような手だてといいますか、そういうのを考えていかなければ、球磨村に残っていただくのが前提でございますので、まずは村民にそういう若者世代を応援するようなことも考えていただければな。これは要望でございますので、予算的なこともございます。いろんなこともございますので、縛り等々もございますでしょうけれども、いろいろ研究をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いしたい。すみません、関連で質問いたしました。申し訳ございません。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。先ほどの110万円、旅費の件なんですけれども、この議案に対しては否定も何もしませんし、いいことだと思っております。

直接、対面することによって、直接、顔をつき合わせて、いろいろ協議をするとか、打合せをするとかいうことも、当然必要なことであって、やはり対面することによって、本音を、直接、表情とかを見ながら交渉ができますので、交渉とか視察とか、カワセミ会の話も出ましたけれども、これはもう十分、そういう会合にはどんどん出ていっていただいて、村の振興につながるようにしてもらいたいんですが。一方、これは一般的な事務的なレベルになるかと思うんですけれども、今、ネット社会になりまして、オンラインの会議とか、研修も含め、あってますけれども、以前は小さいことでも一堂で会して、そういう会合があったと思うんですけれども、現在、そして将来も含め、オンライン、ネットを利用したところの会議の在り方については、何か情報なり考え方なりがあれば説明をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 近年、研修会とか会議等がMeetというんですか、増えてきております。これはDXを考えていく上では当然必要かなという部分はあるかなと思いますが、どうしてもいろんな交渉事とかにつきましては、宮本議員が言われますように、対面で腹を割って話す、そして相手の理解を求めるというところも必要だなというふうに思われますので、そういうところは取捨選択といいますか、Meetで必要なところはMeetです。そうすることによって、移動時間も短縮できるというメリットもありますので、ケースバイケースで判断させていただきたいなというふうに思っております。あと、世の中の流れがDXというところもございますので、そういうところは、いいところはそういう形に、対面が必要なところは対面でというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今、DXの話をされましたけれども、ちょっと関連になってしまふかもしれませんけれども、将来的に、村民の方々、住民の方々に対してのサービス提供の中で、DXの推進をすることの重要性というのは認識しております。そこを進めるに当たって、いろいろ計画書の中でもどんどん進めたいというようなところで、住民の方に対してのサービス向上というところなんですねけれども、現在、どのような進捗状況といいますか、会議が開かれていると思いますけれども、その点で説明できるところがあればよろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今、DXにつきましては、それぞれの中で検討して、総務課で取り

まとめているところでございます。今現在行っている事業については、復興推進課のほうで高齢者向けの携帯電話、ネットの使い方というのもやっておりますので、できるところからDXのほうを進めているところでございます。

それから、庁内関係のDXを進める必要があるということで、今、その辺については各課と連携しながら、繰り返しになりますが、今、総務課のほうで取りまとめているところでございます。これは単年単年でできるということではございませんので、複数年になるかなと思いますが、できるだけDX化を進める、必要なところを進めるというところで、今、考えているというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつておあり、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第56号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがつて、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

これで令和7年第8回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　年　月　日

議　　長

署名議員

署名議員